

大分県土木設計等委託業務成績評定要領（平成21年3月31日工検第699号）

改 正 案	現 行
<p>○大分県土木設計等委託業務成績評定要領</p> <p style="text-align: center; background-color: yellow;">制定平成21年3月31日工検第699号</p> <p style="text-align: center; background-color: yellow;">最終改正 令和5年3月 日工検第882号</p> <p style="text-align: center;">大分県土木設計等委託業務成績評定要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1 この要領は、農林水産部及び土木建築部が発注する建設工事（ただし営繕工事を除く。）に係る測量、調査、設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。</p> <p>(評定の対象)</p> <p>第2 この要領において評定の対象となる委託業務は、委託業務共通仕様書（「設計業務等共通仕様書」「測量業務共通仕様書」「地質調査業務等共通仕様書」）に定める、設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。）、測量業務、地質・土質調査、試験、解析等に類する業務とする。</p> <p>ただし、別紙「大分県土木設計等委託業務成績評定要領に基づかない委託業務」に示す委託業務については、評定を省略することができるものとする。</p> <p>2 評定は、原則として1件の最終設計委託業務額が500万円以上の委託業務について行うものとする。</p> <p>(評定者)</p> <p>第3 委託業務の評定をおこなう者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる検査員、</p>	<p>○大分県土木設計等委託業務成績評定要領</p> <p style="text-align: center;">大分県土木設計等委託業務成績評定要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1 この要領は、農林水産部及び土木建築部が発注する建設工事（ただし営繕工事を除く。）に係る測量、調査、設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。</p> <p>(評定の対象)</p> <p>第2 この要領において評定の対象となる委託業務は、委託業務共通仕様書（「設計業務等共通仕様書」「測量業務共通仕様書」「地質調査業務等共通仕様書」）に定める、設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。）、測量業務、地質・土質調査、試験、解析等に類する業務とする。</p> <p>ただし、別紙「大分県土木設計等委託業務成績評定要領に基づかない委託業務」に示す委託業務については、評定を省略することができるものとする。</p> <p>2 評定は、原則として1件の最終設計委託業務額が500万円以上の委託業務について行うものとする。</p> <p>(評定者)</p> <p>第3 委託業務の評定をおこなう者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる検査員、</p>

総括調査員及び主任調査員をいう。

2 検査員とは、大分県土木設計等委託業務検査要領（以下「委託検査要領」という。）

第2条（1）号に規定する者をいう。

3 総括調査員、主任調査員とは、委託検査要領第2条（4）号に規定する調査員のなかから発注者に選任された者をいう。

（評定の方法）

第4 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、別記様式第1の委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

2 評定の結果は、工事成績評定表（別記様式第1、以下「評定表」という。）に記録するものとする。

（評定の時期）

第5 評定を行う時期は、検査員にあっては委託検査要綱第3条第2項に定める完了検査を実施したとき、調査職員にあっては当該委託業務が完了したとき、それぞれに評定するものとする。

（評定表の提出）

第6 **検査員**は、評定を行ったときは、遅滞なく発注者に評定表を提出するものとする。

2 委託検査要領第5条に定める工事検査室が行う委託業務の**検査員**は評定の結果を工事検査室長に**復命**するものとする。

（評定の結果の通知）

第7 発注者は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、委託業務成績評定点通知書（別記様式第2）及び項目別評定点（別表1）により評定の結果を通知するものとする。

（評定の修正）

第8 発注者は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認めるときは、評定を修正しなければならない。

総括調査員及び主任調査員をいう。

2 検査員とは、大分県土木設計等委託業務検査要領（以下「委託検査要領」という。）

第2条（1）号に規定する者をいう。

3 総括調査員、主任調査員とは、委託検査要領第2条（4）号に規定する調査員のなかから発注者に選任された者をいう。

（評定の方法）

第4 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、別記様式第1の委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

2 評定の結果は、工事成績評定表（別記様式第1、以下「評定表」という。）に記録するものとする。

（評定の時期）

第5 評定を行う時期は、検査員にあっては委託検査要綱第3条第2項に定める完了検査を実施したとき、調査職員にあっては当該委託業務が完了したとき、それぞれに評定するものとする。

（評定表の提出）

第6 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく発注者に評定表を提出するものとする。

2 発注者は委託検査要領第5条に定める工事検査室が行う委託業務については評定の結果を工事検査室長に報告するものとする。

（評定の結果の通知）

第7 発注者は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、委託業務成績評定点通知書（別記様式第2）及び項目別評定点（別表1）により評定の結果を通知するものとする。

（評定の修正）

第8 発注者は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認めるときは、評定を修正しなければならない。

2 発注者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定結果の公表)

(理由：文書公開(情報提供)との表現の差別化を行った)

第9 発注者は、第7条又は前条による通知を行ったときは、別記様式第2の写しと一覧表（別記様式第8）を通知の翌月末日までに作成し、簿冊に編集して直ちに公表できるよう工事経理担当部署に保管するものとする。

(理由1：見出部との整合を図った)

(理由2：簿冊の保管場所を明確化した)

2 公表は閲覧によることとし、閲覧に際しては、閲覧場所に閲覧簿（別記様式第9）を備え、閲覧者に必要事項を記載させた後に関係書類を閲覧に供するものとする。

(理由：公表の方法等を具体的に示すための新設)

3 公表期間は、別記様式第2の写しの発生年度及び翌年度とする。

(理由：公表は公文書の写し（副本）であり、元の文書との差別化を図った)

4 公表対象は、土木建築部が発注した土木関係建設コンサルタント業務、測量業務とする。

(説明請求等) 条項移動

第10 第7又は第8による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（休日を含む）以内に、書面に（別記様式第3）により、通知を行った発注者に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかに、委託業務成績評定点に係る回答書（別記様式第4）により回答するものとする。

3 発注者は、前項の回答に際し必要に応じ、審議依頼書（別記様式第6）により委託業務成績評定委員会に意見を求め、審議結果通知書（別記様式第7）により示された結果を踏まえて回答するものとする。

4 委託業務成績評定評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

2 発注者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

新設

新設

新設

新設

(説明請求等)

第9 第7又は第8による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（休日を含む）以内に、書面に（別記様式第3）により、通知を行った発注者に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかに、委託業務成績評定点に係る回答書（別記様式第4）により回答するものとする。この場合において必要と認められるときは、発注者は委託業務成績評定委員会に意見を求めることができる。

新設

3 委託業務成績評定評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成21年4月1日以降完成検査を行う委託業務について適用する。

(平成21年3月31日 工検第699号)

この要領は、平成25年4月1日以降に起案する土木設計等委託業務について適用する。

(平成21年3月31日 工検第992号)

この要領は、平成27年10月1日以降に起案する土木設計等委託業務について適用する。

(平成27年10月15日 工検第486号)

この要領は、平成31年4月1日以降完了検査を行う土木設計等委託業務に適用する。

(平成21年3月31日 工検第967号)

この要領は、令和3年4月1日以降完了検査を行う土木設計等委託業務に適用する。

(令和3年3月26日 工検第807号)

この要領は、令和5年4月1日以降完了検査を行う土木設計等委託業務に適用する。

(令和5年3月31日 工検第882号)

附則

この要領は、平成21年4月1日以降完成検査を行う委託業務について適用する。

(平成21年3月31日 工検第699号)

この要領は、平成25年4月1日以降に起案する土木設計等委託業務について適用する。

(平成21年3月31日 工検第992号)

この要領は、平成27年10月1日以降に起案する土木設計等委託業務について適用する。

(平成27年10月15日 工検第486号)

この要領は、平成31年4月1日以降完了検査を行う土木設計等委託業務に適用する。

(平成21年3月31日 工検第967号)

この要領は、令和3年4月1日以降完了検査を行う土木設計等委託業務に適用する。

(令和3年3月26日 工検第807号)